

公立千歳科学技術大学における公的研究費の不正防止等に関する基本方針

1. 趣旨

この基本方針は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文部科学大臣決定、平成26年2月18日改正）に基づき、国等から公立千歳科学技術大学（以下「本学」という。）に配分される競争的資金などの研究資金（以下「公的研究費」という。）について、不正使用を防止し、適正に運営・管理するために必要な事項を定める。

2. 責任体制の明確化

公的研究費の運営・管理を適正に行うため、本学の運営・管理に関わる責任者が不正防止対策に関して本学内外に責任を持ち、積極的に推進していくとともに、その役割、責任の所在・範囲と権限を明確化し、責任体系を本学内外に周知・公表する。

- (1) 本学全体を統括し、公的研究費の運営・管理について最終責任を負う者として「最高管理責任者」を置き、学長をもって充てる。最高管理責任者は、不正防止対策の基本方針を策定・周知するとともに、それらを実施するための必要な措置を講ずる。
- (2) 最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営・管理について本学全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者として「統括管理責任者」を置き、副学長をもって充てる。統括管理責任者は、不正防止対策の組織横断的な体制を統括する責任者であり、基本方針に基づき、本学全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を最高管理責任者に報告する。
- (3) 各部局における公的研究費の運営・管理について実質的な責任と権限を持つ者として「コンプライアンス推進責任者」を置き、事務局長をもって充てる。また、必要に応じて部局に「副責任者」を置く。コンプライアンス推進責任者は、最高管理責任者の指示の下、次の業務を行う。
 - ① 自己の管理監督又は指導する部局における対策を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者に報告すること。
 - ② 不正防止を図るため、部局内の公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、コンプライアンス教育を定期的実施し、受講状況を管理監督すること。
 - ③ 自己の管理監督又は指導する部局において、構成員が、適切に公的研究費の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導すること。
- (4) 本学に所属する研究者等に対する研究倫理教育について実質的な責任と権限を持つものとして「研究倫理教育責任者」を置き、研究科長をもって充てる。研究倫理教育

責任者は、最高管理責任者の指示の下、研究倫理に関する教育を定期的に行わなければならない。

3. 適正な運営・管理の基礎となる環境の整備

(1) 関係者の意識向上

公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員に本学の不正使用防止に関するルール等のコンプライアンス教育を実施し、意識の向上を図るとともに誓約書等の提出を求める。

(2) ルールの明確化・統一化

公的研究費の使用及び事務処理手続きに関するルールを明確にし、公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員に周知する。

(3) 職務権限の明確化

公的研究費の事務処理に関する権限と責任について職務分掌を定める。

4. 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

最高管理責任者の下、研究支援担当部署は、関係各課の協力を得て、次の業務を行う。

(1) 公的研究費の運営・管理に係る実態の把握・検証に関すること。

(2) 行動規範の策定等に関すること。

(3) その他不正防止計画の推進にあたり必要な事項

5. 公的研究費の適正な運営・管理活動

(1) 不正な取引に関与した業者への取引停止等の処分方針を定める。

(2) 研究計画に基づき、定期的に予算執行状況の確認を行なうとともに、必要に応じ改善を求める。

(3) 発注・検収業務については、当事者以外によるチェックが有効に機能する体制を強化する。

6. 情報発信・共有化の推進

公的研究費の不正使用の早期発見、是正を図ることを目的に、不正な使用または恐れがある行為に対して、誰でも通報・相談できる窓口を置く。また、窓口についてコンプライアンス教育等で研究者に周知する。

7. モニタリングの在り方

内部監査室が作成する年間計画に従い監査を実施し、公的研究費の不正使用の防止を推進するための体制について検証するとともに、適切に執行手続きが行われているか確認する。